

三重県個人情報保護条例

	平成14年3月26日三重県条例第1号
改正	平成16年3月23日三重県条例第4号
改正	平成17年3月28日三重県条例第6号
改正	平成19年7月4日三重県条例第45号
改正	平成20年12月25日三重県条例第55号
改正	平成21年3月25日三重県条例第7号
改正	平成25年3月29日三重県条例第28号
改正	平成26年12月24日三重県条例第96号
改正	平成27年7月10日三重県条例第46号
改正	平成27年12月25日三重県条例第63号
改正	平成29年3月28日三重県条例第4号
改正	令和元年12月23日三重県条例第25号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第2節 開示（第14条—第29条）

第3節 訂正（第30条—第36条）

第4節 利用停止等（第37条—第42条）

第5節 審査請求（第42条の2—第46条）

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第47条・第48条）

第4章 雑則（第49条—第52条）

第5章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次に掲げるものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに三重県（以下「県」という。）が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護

に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条及び第48条において「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

- (4) 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第25号)第2条第2項に規定する公文書をいう。第6条、第26条及び第28条において同じ。)に記録されているものに限る。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (8) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 登録対象事務の名称
- (2) 登録対象事務を所管する組織の名称
- (3) 登録対象事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の経常的な目的外利用及び提供の状況
- (8) 電子個人情報ファイル(保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。第53条において同じ。)の保有の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、登録対象事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該登録対象事務について登録簿に登録しなければならない。ただし、緊急に登録対象事務を開始する必要が生じ、あらかじめ登録簿に登録することが困難なときは、登録対象事務の開始の日以後、遅滞なく、登録簿に登録しなければならない。

- 3 前項の規定は、登録簿に登録した事項を変更する場合について準用する。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。
 - (1) 県の職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
 - (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
 - (3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年三重県条例第1号）第3条第1項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定める事務
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項各号に掲げる事項を登録簿に登録することにより個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項の一部を記載せず、又は当該個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。
- 6 実施機関は、第2項の規定により登録した登録対象事務を廃止したときは、遅滞なく、当該登録対象事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。
（収集の制限）

- 第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意に基づくとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために収集する場合で、本人から収集することが困難であるとき又は適当でないとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持（次項及び次条において「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。
 - (6) 死亡、所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「公的機関」という。）から収集する場合で、実施機関の適正な事務の遂行のために必要な限度で収集することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。
 - 3 実施機関は、要配慮個人情報（病歴、犯罪により害を被った事実その他実施機関が別に定める情報を除く。）を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - (3) 犯罪の予防等を目的とするとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。
（利用及び提供の制限）

- 第8条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意に基づくとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。
- (5) 犯罪の予防等を目的として、実施機関の内部で利用し、若しくは公的機関に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、若しくは提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき、又は公的機関以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は公的機関に提供する場合で、当該実施機関又は公的機関の適正な事務の遂行のために必要な限度で利用し、又は提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 実施機関及び公的機関が共用する情報システムにおいて、公的機関又は当該情報システムの管理を委託されているものに提供するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、個人情報（情報提供等記録を除く。）を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から前項の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第2節 開示

(開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。

3 死者の保有個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）に限り、実施機関に対し、開示を請求することができる。ただし、第2号に掲げる者にあつては、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する保有個人情報に限り、開示を請求することができるものとする。

(1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）及び二親等内の血族

(2) 前号に掲げる者のほか、相続人

4 何人も、この条例に基づく保有個人情報の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(開示請求の手續)

第15条 前条第1項から第3項までの規定による請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人による開示請求の場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 遺族等による開示請求の場合にあつては、当該死者の氏名及び死亡時の住所

(4) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 開示請求をしようとする者は、実施機関が当該開示請求に係る保有個人情報の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（代理人による開示請求の場合にあつては本人をいい、遺族等による開示請求の場合にあつては当該開示請求に係る死者をいう。以下この号、次号、次条及び第25条において同じ。）

以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令等の規定により又は慣行として本人（当該開示請求に係る死者を除く。）又はその遺族等が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務に関する情報。ただし、開示することにより、当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員等の氏名を除く。
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるもの
- (8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報
- (9) 遺族等による開示請求がなされた場合において、当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報
- （部分開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。この場合において、実施機関は、当該非開示情報に係る部分とその写しにより行うことができる。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第16条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第19条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨であって、開示請求書の提出があった日に当該保有個人情報を開示するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。第23条において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は災害その他やむを得ない理由のため、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条第2項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第2項後段の規定を準用する。

（理由付記等）

第23条 実施機関は、第20条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第43条、第44条及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条及び第44条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第26条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求者は、第20条第1項に規定する通知により実施機関が指定した日時及び場所において、開示を受けなければならない。ただし、開示請求者が当該日時に開示を受けることができないことにつき正当な理由があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示したものとみなす。

4 第2項の場所は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報を保管している事務所の所在する場所とする。ただし、実施機関が開示場所を変更することが適当であると認めるときは、実施機関が指定する場所とすることができる。

5 第1項の規定による開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 閲覧又は写しの交付

(2) フィルムに記録されている保有個人情報 視聴又は写しの交付

(3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

6 前項の規定にかかわらず、視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、第4項ただし書の規定により開示場所を変更するとき、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

7 第15条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第27条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求があつたときは、第20条、第21条、第22条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により直ちに開示しなければならない。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第28条 実施機関は、他の法令等(三重県情報公開条例を除き、規則、規程等を含む。以下この条、第30条及び第37条において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報

(保有特定個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。))を除く。以下この項において同じ。)が第26条第5項に規定する方法と同一の方法で開示することとされているとき(開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条第5項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第29条 保有個人情報(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受ける者は、実施機関が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 電磁的記録の開示を受ける者は、実施機関が別に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

第3節 訂正

(訂正請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

(2) 他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第31条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(第34条において「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人による訂正請求の場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 遺族等による訂正請求の場合にあつては、当該死者の氏名及び死亡時の住所

(4) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(5) 訂正請求の内容

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示しなければならない。
- 3 第15条第2項及び第4項の規定は、訂正請求について準用する。
(保有個人情報の訂正義務)

第32条 実施機関は、訂正請求があった場合において、必要な調査を行い、当該訂正請求の内容が事実と合致することが判明したときは、当該訂正請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより訂正をすることができないとき。
- (2) 実施機関に訂正の権限がないとき。
- (3) その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき。

(訂正請求に対する措置)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）を提供したのに対し、訂正の内容を通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第31条第3項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第21条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(訂正決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条第2項の規定により準用する第21条第2項前段の規定又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第21条第2項後段の規定を準用する。

(事案の移送)

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした

行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第33条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

第4節 利用停止等

(利用停止等請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止等」という。)に関して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、第8条若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止

- (2) 第8条、第8条の3又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による請求(以下「利用停止等請求」という。)について準用する。

- 3 利用停止等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止等請求の手續)

第38条 利用停止等請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(第41条において「利用停止等請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 代理人による利用停止等請求の場合にあっては、本人の氏名及び住所

- (3) 遺族等による利用停止等請求の場合にあっては、当該死者の氏名及び死亡時の住所

- (4) 利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

- (5) 利用停止等請求の内容及び理由

- 2 第15条第2項及び第4項の規定は、利用停止等請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止等義務)

第39条 実施機関は、利用停止等請求があった場合において、必要な調査を行い、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止等請求に対する措置)

第40条 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をするときは、その旨の決定をし、利用停止等請求をした者(以下「利用停止等請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等をしないときは、利用停止等をしない旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないときは、利用停止等請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止等決定等の期限)

第41条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止等決定等」という。)は、利用停止等請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第38条第2項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第21条第2項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

(利用停止等決定等の期限の特例)

第42条 実施機関は、利用停止等決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止等決定等をする期限

2 前条第2項の規定により準用する第21条第2項前段の規定又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第21条第2項後段の規定を準用する。

第5節 審査請求

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第42条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。ただし、第45条第1項の審査請求があったときにおいて、審査会に諮問しないとき(次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、この限りでない。

(諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関(議会を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等をする場合とする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 前項の場合において、当該裁決は、審査請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が

審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(議会からの諮問等)

第45条 議会が行った開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、審査請求があったときは、議会は、第43条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

2 前項の規定により議会が諮問する場合においては、第43条第2項から第5項まで及び前条の規定を準用する。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第46条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する判決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する判決

(2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の判決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第47条 知事は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(出資法人等の個人情報の保護)

第48条 法人等で県が出資その他財政支出等を行うもののうち、知事が別に定めるもの(以下この条及び次条において「出資法人等」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこの条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、出資法人等に対し、個人情報を保護するため、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4章 雑則

(適用除外)

第49条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この条例の規定は、三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

3 第2章第2節から第5節までの規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。

(苦情処理)

第50条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第51条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第5章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第26条第1項又は第27条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第6条第4項、第7条第2項第6号及び第3項ただし書、第8条第1項第6号並びに第9条第2項（審査会の意見を聴くことに係る部分に限る。）、第44条第1項及び第2項、第45条から第48条まで並びに第58条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている登録対象事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

（三重県情報公開条例の一部改正）

3 三重県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「実施機関」の下に「（公安委員会及び警察本部長に限る。）」を加える。

（三重県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日前になされた前項の規定による改正前の三重県情報公開条例第8条第1項の規定による開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月23日三重県条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日三重県条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中三重県個人情報保護条例第2条第2号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分を除く。）及び第2条中三重県情報公開条例第2条第1項の改正規定並びに附則第8項の規定 公布の日

(2) 第1条中三重県個人情報保護条例第2条第2号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。）及び第2条中三重県情報公開条例第8条の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成18年2月三重県規則第11号で、同18年4月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条の規定による改正後の三重県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第7条及び第8条の規定の適用については、新条例第7条第2項第7号中「他の実施機関」とあるのは、「他の実施機関（公安委員会及び警察本部長を含む。）」とする。

3 この条例の施行の際現にされている第1条の規定による改正前の三重県個人情報保護条例第14条第1項若しくは第2項（第27条第2項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）、第27条第1項又は第32条第1項若しくは第2項による請求については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長が行っている新条例第

6 条第 1 項に規定する登録対象事務についての新条例第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、三重県個人情報保護条例及び三重県情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年三重県条例第 6 号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後、遅滞なく」とする。

5 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行前にされた第 2 条の規定による改正前の三重県情報公開条例第 8 条第 1 項の規定による開示請求については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（準備行為）

8 新条例第 6 条第 4 項第 4 号、第 7 条第 2 項第 8 号及び第 3 項第 4 号、第 8 条第 1 項第 7 号並びに第 9 条第 3 号の規定による三重県個人情報保護審査会への諮問は、この条例の施行前においても行うことができる。

（本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正）

9 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成14年三重県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年7月4日三重県条例第45号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日三重県条例第55号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の三重県個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示請求、訂正請求及び利用停止等請求について適用し、同日前にされた開示請求、訂正請求及び利用停止等請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の三重県個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後において県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものの施行日以後における改正後の三重県個人情報保護条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成21年3月25日三重県条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日三重県条例第28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日三重県条例第96号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月10日三重県条例第46号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第 1 条中三重県個人情報保護条例第35条第 2 項及び第42条第 2 項の改正規定 公布の日

2 第 2 条の規定 平成28年1月1日

3 第 3 条の規定 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成27年12月25日三重県条例第63号）

1 この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

2 （略）

附 則（平成29年 3 月28日三重県条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 7 号、第 9 条第 2 号及び第60条第 3 項の改正規定 公布の日

- (2) 第1条中三重県個人情報保護条例第2条第7号、第33条第5項、第37条第1項第1号及び第49条第2項の改正規定 平成29年5月30日
- (3) 第1条中三重県個人情報保護条例第2条第1号及び第8号並びに第6条第1項、第7条第3項、第16条第2号、第17条第2項及び第26条第5項第3号の改正規定 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行の日
(経過措置)
- 2 三重県個人情報保護審査会の委員又は専門委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけない義務については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（令和元年12月23日三重県条例第25号）
- この条例は、令和2年4月1日から施行する。